

一般競争入札のお知らせ

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度川崎市立木月小学校水泳指導業務委託
- (2) 履行場所 受託者所有施設
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」または「準市内」、業種「その他業務」、種目「その他」に登録されていること。
- (4) 本市を含む官公庁において、令和3年度以降に小学生を対象とした類似の水泳指導等の契約実績があること。
- (5) 児童向けの水泳教室を安全かつ確実に実施する上で必要不可欠な設備や備品等（浮具・プールフロア等）を備え、1年以上の児童向けスクールの水泳指導実績及び指導者を有しており、学習指導要領に沿った指導を行うことができること。
- (6) 履行場所である受託者が所有又は管理運営するプール施設のスケジュールに十分な空きがあり、学校の授業運営に無理のない実施スケジュールを提示できること。
- (7) 公告日現在において、受託者が所有又は管理運営する施設で屋内温水プールの管理運営を行っており、川崎市立木月小学校からのバスによる移動時間がおおよそ15分以内であること。（安全かつ効率的な経路とする。）

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3（1）の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「相談・手続き・採用・募集」→「教育委員会の入札情報」→「学校教育」→「令和8年度契約」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。ただし、競争入札参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所南庁舎7階
川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課水泳授業担当 石井
電話：044-200-0756（直通）

(2) 配布・提出期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月4日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 2(4)を証明する契約書等の写し

ウ 2(5)に関する資料

※ 提出された書類に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和8年3月6日(金)までに送付します。

5 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

3(1)と同じです。問合せ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、電子メールアドレス宛に送付してください。また、送付後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 88kenko@city.kawasaki.jp

(2) 受付期間

令和8年3月6日(金)から令和8年3月11日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 回答予定日

令和8年3月13日(金)午後5時までに電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるで必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳を記

載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、令和8年度当該委託業務に係る総額（消費税額及び地方消費税額を含めないこと。）を記載すること。なお、契約金額は入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年3月19日（木） 11時00分

イ 場 所 川崎市役所南庁舎18階 第1会議室（川崎市川崎区東田町5-4）

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は、無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(5) 問合せ窓口は3の(1)に同じです。

(6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

令和8年度 川崎市立木月小学校水泳指導業務委託 仕様書

1 業務の目的

本業務は、教員の負担軽減等のため、民間事業者のプール施設及び人材を活用し、市立小学校の水泳授業（以下「授業」という。）を実施することを目的とする。

2 授業の実施校（以下「実施校」という。）等

- (1) 実施校名 川崎市立木月小学校
- (2) 住 所 川崎市中原区木月4-53-1
- (3) 対象児童数 409人
- (4) 対象学年

1年生	61人	2クラス
2年生	73人	3クラス
3年生	63人	2クラス
4年生	67人	2クラス
5年生	63人	2クラス
6年生	65人	2クラス
特別支援学級	17人	

※人数・クラス数については、令和8年1月時点の情報である。

クラス数に増減があり、授業回数が変更となる場合には、契約の変更を行う。

3 履行場所

受託者所有施設（以下「施設」という。）

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、授業の実施期間は、実施校と調整の上、決定する。

5 業務委託における条件

本業務の受託は、本仕様書に記載する、授業の実施形態及び実施日程、受託者が配置する指導員（以下「指導員」という。）の確保、施設の基準等の事項を満たし、かつ、施設の所在地が、実施校から徒歩又はバスによる移動で、おおよそ15分圏内にあることを条件とする。

6 授業の実施形態等

(1) 授業の実施形態

ア 授業は、1回につき1時間（準備運動等の時間を含む。）とし、各クラス4回行うこと。なお、特別支援学級は、全クラスまとめて1クラスの扱いとして、授業を1回行うこととするが、状況に応じて、児童が所属する学年で授業を受ける場合がある。

イ 上記アに加えて、6年生については、着衣泳など安全確保につながる運動に関する授業を各クラス1回実施すること。

ウ 授業は、学年ごとに合同で行い（特別支援学級を除く。）、計26回の授業を行うこと。

(2) 授業の実施日程

授業の実施日程は、実施校と調整し決定することとする。また、実施時間は実施校の授業時間内とし、原則、以下のとおり行うものとするが、実施校との調整により双方同意の上、変更することができる。

8時45分	学校出発
9時00分	施設到着
9時00分～ 9時10分	着替え、点呼
9時10分～10時10分	準備運動、水泳授業
10時10分～10時20分	片付け、着替え、点呼
10時20分	施設出発
10時35分	学校到着

7 学習内容

- (1) 小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、実施校の年間指導計画の学習内容を基に、実施校と協議の上、決定する。
- (2) 1～2年生及び特別支援学級は水遊び、3～6年生は水泳運動を実施する。

8 指導員等

- (1) 授業を実施するクラスの担任教諭（以下「担任教諭」という。）は、授業の指導・指揮を行い、指導員はその指導補助にあたること。
- (2) 指導員は、担任教諭1名につき1名以上配置すること。なお、特別支援学級については、担任教諭の数にかかわらず、指導員を1名以上配置すること。
＜例＞2クラス合同の授業（担任教諭2名）では2名、3クラス合同の授業（担任教諭3名）では3名の指導員を配置
- (3) 監視員は、指導員とは別に、常時1名以上配置すること。
- (4) 特別支援学級の児童への対応は、実施校の担任教諭が行う。

9 移動手段

- (1) バス車両及び運転手の手配が必要な場合は、受託者の責任において適切に調達すること。また、乗降場所については受託者と実施校の協議により決定すること。
- (2) 受託者は、授業を実施するクラスがバスで一斉に移動できるようにすること。また、バスを使用する際は、時間に余裕をもって発着場所に到着し、乗降時は、周囲に細心の注意を払うこと。
- (3) 移動中に事故が発生した場合は、実施校と協力して事態の收拾を図ること。なお、受託者の故意又は重過失のため、児童や教員に対し事故が発生した場合は、受託者が全責任を負うこと。

10 施設

- (1) プール

- ア 授業中は、一般利用者の使用を禁止し、実施校が占有使用できるようにすること。ただし、委託者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
 - イ 衛生的な環境と水質の維持に努めること。
 - ウ プールは、縦25メートル、横10メートル以上の大きさとする。
 - エ プールの水深は0.9～1.2メートルの範囲とし、学年や泳力の状況によってプールフロア等で変更可能な措置ができること。
 - オ コースロープ等の付設により、学習に必要な区画を設けること。
 - カ 保護者の見学（数名程度）が可能であること。
- (2) 準備運動スペース
準備運動を行うためのスペースを確保すること。
- (3) 保健施設
- ア 体調不良や怪我等の児童を休ませることができる区切られた場所を確保すること。
 - イ AEDが緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）に設置されていること。
- (4) 更衣室
男女別の更衣施設及び着替えのために必要なスペースを確保すること。
- (5) トイレ
男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面確保のためのシャワー施設があること。
- (6) 空調施設等
授業に適切な空調管理、水温調節を行うこと。
- (7) 備品等
授業に必要な備品、消耗品類を用意すること。
- 1.1 その他
- (1) 施設見学・打合せ等の実施
実施校と受託者は、安全かつ効果的に授業が行われるよう、事前に施設見学や打合せを実施し、施設の利用方法やルールの取り決めを行うこと。
- (2) 水泳指導
- ア 学校教育活動の一環であることを十分に理解し、担任教諭の指示・監督の下、教育的な立場で、効果的な指導を行うこと。また、実施校から提案された学習内容が児童にとって、より効果的なものになるよう必要に応じて助言すること。
 - イ 安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。
 - ウ 疾患がある児童について、医師・保護者の承諾を得た場合は、実施校の安全管理の下、授業を受けさせること。
- (3) 業務報告
- ア 受託者は、あらかじめ業務実施計画書及び授業実施スケジュールを委託者へ提出するとともに、業務終了後は業務完了届を委託者へ提出すること。
 - イ 受託者は、授業実施後に、指導員、入水した児童数、学習内容、水温、水質等を記録した日誌を作成し、委託者へ提出すること。
 - ウ 児童の評価は、原則として実施校が行うものとするが、評価に当たり確認事項が生じた場合は、受託者は実施校の求めに応じて協力すること。
- (4) 委託代金の支払い

全授業が完了した後、受託者は委託者へ必要な報告書等を提出し、検査合格後、委託料金を請求するものとする。

(5) 事故等の報告

受託者は、事故等が発生した場合、被害者の救援及び被害の拡大回避を行った後、速やかに委託者に報告し、必要に応じて指示を受けるとともに、書面で報告するものとする。なお、授業中、受託者の故意又は重過失のために児童に対し事故が発生した場合には、受託者が全責任を負うこと。

(6) 施設・設備の故障等による授業中止の決定

ア 施設・設備の故障等による中止の決定については、受託者が行い、委託者及び実施校へ周知を行うものとする。

イ 授業中に緊急に中止する事態に際しては、利用者を安全な場所へ避難させるとともに、講じた処置について委託者へ報告するものとする。

ウ 授業の中止等に伴い、受託者が損害を受けた場合については、本市は一切の責任を負わない。

(7) 業務内容の変更等

ア 委託者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ること（以下「変更等」という。）ができる。

イ 変更等のうち、天候・災害等により実施校が授業の中止を判断した場合に備え、あらかじめ実施校の求めに応じて予備日を設け、予備日において代替授業を実施することとする。その場合、中止部分における委託者の費用負担は発生しないものとする。

ウ 授業の中止が発生し、予備日での代替授業も実施しない場合については、次により委託者が費用を負担する。

(ア) 授業実施日の7日前までに変更等の通知をした場合：費用負担なし

(イ) 授業実施日の6日前から2日前までに変更等の通知をした場合：授業単価^{*}の50%

(ウ) 授業実施日の前日及び当日までに変更等の通知をした場合：授業単価^{*}の100%

^{*}授業単価は、契約金額を授業実施回数で除した金額とする。

エ 授業時間が短縮となり、その時間分の代替授業が行われなかった場合、上記の授業単価を基準とし、1回の授業60分に対し短縮となった授業の時間分を契約金額から減額するものとする。

(8) こども性暴力防止法関係

本業務が、こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。令和8年12月25日施行予定)）の適用を受ける場合は、委託者と協議の上、適切に対応すること。

1.2 個人情報の保護

受託者は、業務の履行に際し個人情報を取扱う必要がある場合は、「川崎市委託契約約款第6条の2」に基づき適正に処理すること。

1.3 特記事項

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者及び委託者の協議により定めるものとする。